

特集3

所得税・市県民税の申告はお早めに

問▼刈谷税務署(☎21)6211)
市市民税課(☎71)2214)

■申告が必要な場合(主な例)

平成24年1月1日～12月31日に次の①～⑦の所得があった場合は、申告が必要です。

- ①営業、農業、家賃・地代などの所得
- ②生命保険契約などの満期や解約の一時金
- ③株式などの配当金
- ④土地・建物などの売却収入
- ⑤所得税の源泉徴収をされていない日雇い賃金
- ⑥2力以上からの給与
- ⑦公的年金など(遺族年金や障害者年金を除く)の所得

◆公的年金などの収入が40万円以下かつ年金以外の所得が20万円以下の人は…

確定申告は不要です。ただし、年金の源泉徴収票に記載されていない控除を市県民税で受ける場合は、市県民税の申告が必要です。

■申告に必要なもの(主な例)

該当するものがある場合は、いずれも書類の原本が必要です。

- ①認め印
- ②源泉徴収票など、収入金額・所得金額が分かるもの(必要に応じ、配偶者のものも)
- ③社会保険料の納付額証明書または領収書

※国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額証明は、該当者へ市役所から送付します。年金から引き落としをしている人は、源泉徴収票に金額が記載されています。

- ④生命保険、地震保険・損害保険の控除証明書
- ⑤支払った医療費の領収書
- ※事前に、領収書の合計額と、保険などによる補てん額が分かるようにしてください。
- ⑥各種障害者手帳
- ⑦申告者名義の還付口座(金融機関・支店名、口座番号)が分かるもの

⑧昨年の申告書の控え

⑨事前に送付された申告書

◆申告書は…

昨年の申告状況に基づき、市県民税申告書は1月下旬に市役所から、確定申告書は2月上旬に税務署から届きます。

◆生命保険料控除の改正

控除対象の保険料、控除額の限度や計算が、契約内容や締結日によって変更になります。

※各保険料の支払い金額に対する控除額の計算については、確定申告または市県民税申告の手引きを参照してください。(手引きは、申告書に同封して送付します。また、刈谷税務署、市市民税課でも配布しています)

要介護認定がある人の控除

申告の際に次の書類があると、該当の控除を受けられる場合があります。

- ①障害者控除の認定書
- ※身体障害者手帳などがなくても、この認定書で障害者控除を受けることができます。
- ②医療費控除の認定書
- ※おむつ代の医療費控除に必要な医師発行のおむつ使用証明書がなくても、この確認書で使用証明書にかえることができます。

●対象 要介護認定があり、

- ①↓65歳以上の人
- ②↓寝たきり状態で、昨年も申告のある人

●申し込み 介護保険証を持って社会福祉課(☎71)2223へ
※認定書・確認書は、申し込み後1週間程度で送付。

◎申告会場のご案内

■刈谷税務署会場

- 開設日時 2月14日(休)～3月15日(金)午前9時～午後5時(土)(日)を除く。ただし、2月24日(日)、3月3日(日)は開設)

●会場・臨時駐車場 左図のとおり。大変な混雑が予想されますので、公共交通機関の利用をおすすめします

●その他 還付申告書は、1月から提出できます

■出張申告相談・市役所申告相談会場

例年、各出張会場の初日および市役所会場の2月中は大変混み合い、待ち時間が長くなることがあります。

なお、駐車場に限りがありますので、徒歩や自転車、あんくるバスなどでお越しください。

- とき・ところ 左表のとおり
- 会場での流れ 受け付けで書類を確認し、番号札を渡した後、番号順に申告書を作成します

●次の申告相談は刈谷税務署へ

- ①営業・農業・不動産所得
- ②土地・家屋・株式などの譲渡所得、申告分離課税を選択する上場株式などの配当所得、先物取引による雑所得
- ③相続・贈与などに係る生命保険契約などに基づく年金
- ④贈与税・相続税・消費税などの国税
- ⑤住宅取得などの特別控除の初回申告

◆住宅ローンの特別控除

住宅ローンなどを利用して、マイホームの新築・購入・増改築をし、昨年中に入居した場合の申告には、次の書類が必要です。

- 住民票の写し
- 家屋の登記事項証明書
- 請負または売買契約書など家屋の取得価額が分かる書類の写し、補助金額などを証明する書類
- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- 敷地などの登記事項証明書、分譲に係る契約書の写しなど
- 前ページ「申告に必要なもの」で該当するもの
- その他 耐震改修工事などローンを利用しない場合でも、特別控除を受けられる場合があります。詳しくは刈谷税務署へ問い合わせてください

■申告書の提出

申告書が全て記入できている人は、各会場へ持参するか、郵送で提出できます。確定申告書は刈谷税務署、市県民税申告書は市役所へ郵送してください。

◆刈谷税務署会場図(〒448-8523刈谷市若松町1-46-1)



■インターネット申告をご利用ください

国税庁ウェブサイト内「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、確定申告書の作成が、24時間いつでもできます。

●URL <http://www.nta.go.jp/>